

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（機 構 の 目 的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p> <p>（機 構 の 目 的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p>	<p>（機 構 の 目 的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p>

ることを目的とする。

目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二 (略)

二 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資貸与金」という。)は、無利息の学資貸与金(以下「第一種学資貸与金」という。)及び利息付きの学資貸与金(以下「第二種学資貸与金」という。)とする。

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対するは、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資貸与金の返還の条件等)

- 第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対するは、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

- 第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除す

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

ることができる。

できる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(回収の業務の方法)
第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(新規)

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(新規)

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

▽

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(新規)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれ

(学資支給基金)

に充てるものとする。

2 | 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 | 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 | 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（新規）

（財務大臣との協議）
第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

第六章 罰則

（財務大臣との協議）
第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第七条の規定により文部科学省令を定めようするとき。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第
四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用した

とき。

一・二 (略)

附 則
(業務の特例等)
第十四条 (略)

3 2 (略)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金」(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務を除く。)」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第
四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用した

とき。

一・二 (略)

附 則
(業務の特例等)
第十四条 (略)

3 2 (略)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金」(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務を除く。)」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」

項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあ
るのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定によ
り第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第
十四条第二項の規定によりなおその効力を有すること
とされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第
一種学資金」とする。

とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十
四条第二項の規定によりなおその効力を有することと
される旧育英会法第二十三条第三項」とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与及び支給のもの		四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの		提供を受け る国機 関又 は法 人		事 務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

		別表第一（第九条関係）		別表第一（第九条関係）		別表第一（第九条関係）	
		別表第一（第十九条、第二十一条関係）		別表第一（第十九条、第二十一条関係）		別表第一（第十九条、第二十一条関係）	
		情報照会者	事務	情報照会者	事務	情報照会者	事務
構	百六 立行政 人日本 生支援 機	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
する事務 である 支給に 関する事 務で、主 務省令で 定められ る者	支給に 関する事 務で、主 務省令で 定められ る者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者
構	百六 立行政 人日本 生支援 機	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
する事務 である 支給に 関する事 務で、主 務省令で 定められ る者	支給に 関する事 務で、主 務省令で 定められ る者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者	独立行政 法人日本学 生支援機 構法による 学資の貸 付の支給を 行う者	医療保険者 その他の法 令による医 療に関する給 付の支給を行 う者

つて主務省
令で定めるもの

厚生労働大臣	者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	
失業等給付関係情報であつて主務省令であつて主務省令で定めるもの	の	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報をあつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票情報	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

省令で定めるもの

厚生労働大臣	者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	
失業等給付関係情報であつて主務省令であつて主務省令で定めるもの	の	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報をあつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票情報	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	めるもの

定めるもの	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）

は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつ

てこれに充てるものとする。

- 2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができ
る。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限
る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用した

とき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第一一十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第一条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日
本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必
要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改

正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十
七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理 由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正利得の徴収に係る規定において「国税徴収の例により、」の文言を削除することについて

1. 不正利得の徴収に関して「国税徴収の例により」と規定されている法令を検索したところ20件あったが、このうち16件は国又は地方公共団体が徴収することとされているものであり、それ以外のものは下記の4件（うち2件は議員立法）のみである。（詳細は参考1参照）

- ①特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）
- ②特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成20年法律第2号）
(※議員立法)
- ③石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
- ④戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）
(※議員立法)

下記に述べるように、基本的に被害者救済的なものである点で、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が一定の要件を満たした者に積極的に支給する学資支給金制度とは性格を異にするものであることから、御指摘を踏まえ、「国税徴収の例により」の文言は削除することとする。

2. 上記の例のうち、閣法である①肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給を定めた特別措置法等においては、社会保険診療報酬支払基金を給付事業の主体とされているが、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金制度については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスへの感染事案など、国が被告となった裁判における和解手続の確定後に救済措置として例外的に請求が認められるものである。

また、給付額が非常に高額であることから、不正受給が発生した際の不正利得徴収の必要性は非常に高いものであり、この点でも、相対的に給付額が少額である学資支給金制度とは前提が異なるものである。

これらについては、議員立法の②においても、実施主体が独立行政法人医療品医薬機器総合機構であるほかは、基本的には①と同様となっている。

3. もう一つの閣法である、③石綿による健康被害の救済に関する法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としいる。

このように、①及び②と同様に被害者救済のために支給されるものであることから、仮に不正に支給された場合には迅速に徴収した上で本来の被害者救済に充てるべき要請が高いものと考えられる。

また、④戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるために議員立法で成立したものである。

4 なお、学資支給金の支給を受ける基準等を満たしていないにもかかわらず、偽りその他不正の手段等によってその支給を受けた者が存在する場合には、機構は、適切に当該支給に係る金銭を回収する必要があることに変わりはない。

この点、金銭回収を民法上の不当利得返還請求によって行う場合、「法律上の原因」である、学資支給金の受給の基礎となる法律行為（契約）を取り消さなければ返還請求し得ないところ、本法案において不正利得徴収の規定を置くことにより、先立つ法律行為である学資支給金の支給に係る契約の取り消しをすることなく、機構は、直ちに、かつ、直接、不正利得を得た学生から支給した学資支給金相当額を徴収することができることとなり、学資を受給中の不正受給者のみならず、例えば、大学を卒業し、既に学資の支給が終了している不正受給者に対しても、本規定により、不正事実が発覚した時点で、不正受給者から学資支給金の徴収を行うことが可能となる。

また、本法案と同様に国及び地方公共団体以外の機関が「国税徴収の例」によらずに不正利得の徴収等を行うこととしている例として、地方公務員等共済組合による不正利得徴収について規定する地方公務員等共済組合法第49条がある（参考2参照）。

以上を踏まえ、不正利得徴収規定そのものについては、引き続き、本法案において規定することとする。

【参考1 国及び地方公共団体の以外の機関が「国税徴収の例」によって徴収を行う制度の例】

①「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」

根拠法：特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

対象者：昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者（裁判上の和解手続等（確定判決・和解・調停）の確定後に請求）

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

給付金：

- ・ 死亡・肝がん・肝硬変（重度） 3,600万円
- ・ 肝硬変（軽度） 2,500万円
- ・ 慢性B型肝炎 1,250万円 など

＜参考条文＞

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）

（不正利得の徴収）

第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

②「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金」

根拠法：特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

対象者：「特定C型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者）」（裁判上の和解手続等（確定判決・和解・調停）の確定後に請求）

実施主体：独立行政法人医療品医薬機器総合機構

給付金：

- 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 4,000万円
- 慢性C型肝炎に罹患した者 2,000万円
- それ以外の者（無症候性キャリア） 1,200万円

＜参考条文＞

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）
(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

④「石綿による健康被害の救済のため支給される給付（救済給付）」

根拠法：石綿による健康被害の救済に関する法律

対象者：石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給（請求に基づき支給）

実施主体：独立行政法人環境再生保全機構

給付金：

- 医療費 療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額
- 療養手当 療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額 103,870円
- 葬祭料 199,000円
- 特別遺族弔慰金 2,800,000円
- 特別葬祭料 199,000円 など

＜参考条文＞

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
(不正利得の徴収)

第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者

から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

④戦後強制抑留者に対する「特別給付金」

根拠法：戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法

対象者：昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者

実施主体：独立行政法人平和祈念事業特別基金

給付金：

- 25万円～150万円（帰還の時期によって給付額が変動）

＜参考条文＞

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）

（不正利得の徴収）

第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【参考2 国及び地方公共団体以外の機関が「国税徴収の例」によらずに不正利得の徴収等を行うこととしている例】

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2・3 (略)

【参考3 その他の参考条文】

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不当利得の返還義務）

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

【参考4】

本法案における不正利得徴収規定と類似する規定である介護保険法第22条第3項の規定の性質について、「不当利得返還請求であれば、本来、その受給の基礎となる法律行為（あるいは支給処分）を遡及的に無効としあるいは取り消すことがなければ、請求しえないものを、先立つ法律行為等を法律上の要件とすることなく、直接請求しうることを特別に定めたもの」とされている。

出典：「介護保険法における介護報酬の不当利得返還義務の有無」民商法雑誌145巻6号（2012年）（上原克之 徳島大学）

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（不正利得の徴収等）

第二十二条（略）

2（略）

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

独立行政法人学生支援機構法の一部を改正する法律案

＜用例集＞

目 次

【第17条の4関係】

国及び地方公共団体以外の機関が「国税徴収の例」によらずに不正利得の徴収等を行うこととしている例 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

「偽りその他不正の手段により〇〇の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた〇〇の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。」 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【附則第1条関係】

「ただし、〇〇条の規定は、公布の日から施行する。」 ・・・・・・・・ 3

【附則第2条関係】

「この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。」 ・・・・ 4

【附則第4条関係】

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の〇〇法の規定の施行の状況を勘案し、〇〇について検討を加え、その結果に基づいて〇〇を行うものとする。」 ・・・・・・・・・・・・ 5

第17条の4関係

国及び地方公共団体以外の機関が「国税徴収の例」によらずに不正利得の徴収等を行うこととしている例

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者

に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還される額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

第17条の4関係

「偽りその他不正の手段により〇〇の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた〇〇の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。」

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

² 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

附則第1条関係

「ただし、〇〇条の規定は、公布の日から施行する。」

○国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則第2条関係

「この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。」

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
(平成二十八年法律第七十六号)

附 則 抄

第三条 (略)

2 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

附則第4条関係

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の〇〇法の規定の施行の状況を勘案し、〇〇について検討を加え、その結果に基づいて〇〇を行うものとする。」

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
(平成五年法律第七十六号)

附 則 (平成二十六年法律第二七号) 抄 (検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。